

日韓国交正常化と残された課題

吉澤文寿

一、近年開示された日韓会談 関連文書に関連して

韓国併合一〇〇年を迎えようとしている今日において、一九六五年に妥結した日韓国交正常化交渉（日韓会談）を再検討する動きが高まっている。その直接的な契機は一九九〇年前後からアジア各地で日本の戦争責任、植民地責任を問う被害者たちの運動であり、その延長線上にある韓国及び日本における日韓会談関連外交文書の公開（ないし開示決定）である。すなわち、韓国政府外交通商部は二〇〇五年八月までに三万六〇〇〇枚を公開し、日本政府外務省からは二〇〇八年五月までに六万枚の文書を開示決定した。韓国政府が公開した文書は全面公開であるが、日本政府が公開した文書は二五％の不開示部分を含むものである。そのため、日本ではその不開示部分の開示を求める運動が継続している。なお、日本政府開示決定文書には省内会議及び省間会議の会議録やメモなど、多くのいわゆる「内部文書」を含んでいるが、韓国政府公開文書は議事録などの比重が高く、政策決定過程を解明するための文書が比較的少ない。これは韓国政府が意図的に廃棄したというよりは、日本政府に四三年間外交権を奪われた後に樹立された韓国政府が、朝鮮戦争を戦うために戦時体制をとらざるを得なかったという特殊な事情によるものであろう。文書管理技術の不十分さという点では、日本政府開示決

定文書にも議事録が開示されるべき部分について外務官僚のメモのみが開示されているというケースもある。日本政府においても、韓国政府においても、公文書が恣意的に廃棄されることなく、それらを適正に管理し、公正に開示するシステム作りが今後の課題であるといえる。

ところで、日本政府開示決定文書に限っていうと、その不開示部分は第一に独島¹竹島領有権問題、第二に財産請求権問題に関わるものが多い。前者については、日本政府内部における同島領有権についての研究に関する記述がほとんど開示されていない。また、後者については、日本政府が韓国政府の主張する請求権の金額を試算したもの、請求権問題を解決するための方案、そして在朝日本人財産についての試算額などが不開示となっている。外務省は前者については韓国との関係、後者については朝鮮民主主義人民共和国との関係を意識しているようである。

この点について付言すると、仮に日本政府が独島²竹島領有権を主張するのであれば、韓国が現在の主張に至った経緯を情報開示によって明らかにすべきである。もっとも、独島³竹島領有権問題は日露戦争を有利に戦うために、一九〇五年二月に日本政府が同島を領土編入したという経緯に照らせば、韓国のみならず、朝鮮民主主義人民共和国との関係でも考えられるべきである。

また、在朝日本人財産、とりわけ現在の軍

事境界線より北にあった財産については、日本政府が米軍政府による南朝鮮の日本人財産処理の効力を承認したサンフランシスコ講和条約第四条bの対象外であり、現在も同地域を管轄する政府との討議対象となると考えていたことが開示決定された文書の随所に現れる。じつは、日本政府は日韓会谈開始当初、

韓国との交渉によつて請求権問題を一括解決しようと考えていた。しかし、日本政府がサンフランシスコ講和条約第四条bによつて、在朝日本人財産に対する請求権を韓国側に主張できなくなると、事境界線より北の財産については「白紙」とする方針を明確にした。この方針の変化の背景には、一九五九年より在日朝鮮人帰国運動が始まったことで、日本政府が朝鮮民主主義人民共和国を承認しないままに対話する可能性を追求したことが挙げられるだろう。

ところで、日本政府が現在も日韓会谈当時の思想を持ち続けているとしたら、日本政府と植民地支配による被害者との対話は依然として成り立たないということになる。現在断続的に行われている日朝国交正常化交渉（日朝交渉）においてさえ、植民地支配の責任をめぐる議論は不可能である。なぜなら、二〇〇二年九月の日朝平壤宣言において「日本側は、過去の植民地支配によつて、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」を表明した」にもかかわらず、

在朝日本人財産の蓄積過程については不問に付すことになるからである。

このように、公開ないし開示決定された外交文書を通じて、新たな事実が続々と明らかになっている一方で、植民地責任問題が未だに解決されず、日本及びその旧植民地であった南北朝鮮における植民地主義は残存し、または強化されている。これらの問題にどのように接近すればよいだろうか。本稿では日朝国交正常化をキーワードとして、その全体的な歴史的意味と日韓基本条約及び諸協定がもつ意味を考察することで、この問題を解決するための拙論を提示したいと思う。

二、日朝国交正常化とは何か

そもそも日韓会谈とは何だったのか。周知のとおり、日韓会谈はサンフランシスコ講和条約締結の翌月である一九五一年一〇月に予備会谈が始まる。GHQ/SCAPは日本における朝鮮人問題について討議するように日朝両政府に指示したが、韓国側が日朝間の懸案問題を解決した上で外交関係を設置したいと提案し、日本側がこれを受け入れた。米国及び日本政府の意図は、日本が独立すると同時に台湾の中華民国政府とともに、南朝鮮の韓国政府と国交を正常化することで、ソ連、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国という東アジアの共産主義国家群に対抗するために「自由陣営の結束」を図ることにあった。当然ながら、冷戦の最前線である分断線に対

峙している中華民国政府及び韓国政府にとつても、自らの政権を支援する体制を必要としていたことはいうまでもない。

日韓会谈は一九五二年四月に決裂し、日本の独立前に妥結することができなかった。だが、その後、休戦状態になった南北朝鮮が自らの体制を競うために戦後復興に取り組んでからも、米国及びその同盟国が東アジアにおいて韓国を支援する国際関係の構築を目指したことに変化はなかった。そして、朝鮮民主主義人民共和国が南よりも経済復興に成功したといわれた一九六〇年代において、上述の日韓会谈の目的は一層鮮明になった。そして、一九六五年の日韓基本条約及び諸協定締結後、一九七〇年代から始まる韓国の高度経済成長、そしてそれによつて主要社会階層として形成された「専門・技術・行政・管理職」及び「事務職」のいわゆる「中産層」が起爆剤となつて実現した韓国の民主化は日朝国交正常化なしには考えることができない。

また、日韓会谈は日朝間の諸懸案を「解決」した上での国交正常化を目指すものであったこともすでに知られている。日朝間の諸懸案とは基本関係、財産請求権、在日朝鮮人の法的地位、漁業、船舶、文化財などであり、各委員会においてそれぞれの議題が討議された。これらの多くが日本による植民地支配に起因し、現在の日朝それぞれの政府及び国民の利害にかかわる問題であったため、日韓会谈は「過去清算」を目指す外交交渉であったとい

われる。ところが、この「過去清算」が意味するところは日韓双方の当事者間で理解が異なっていた。

この点について、「過去清算」をめぐる鋭く対立した財産請求権を例に挙げると、日本側は植民地支配が国際法的に合法に行なわれたことを前提としたうえで、日本と朝鮮の領土が分離したことによって生じた債務及び債権関係など、当時の法律に照らして「十分な法的根拠があり、かつ、事実関係も十分立証されたもの」のみを討議の対象ととした。これに対して、韓国側は領土の分離に伴う法律関係の整理という議論の土俵に乗りつつも、植民地支配が国際的に不法な「強占」であるという国内世論を背景に、できる限り日本の法律をもって、韓国国民が受けた「犠牲とその回復のための公正な権利の理性的要求」を実現した上で、「請求権への対価」を名目として日本からの経済協力を導入しようとした¹²。

経済開発プロジェクトへの投資を主とする経済協力の実施そのものが植民地支配による被害者の苦痛と損害に対する補償に直接つながるものではないことは言うまでもない。だが、そのような日韓国交正常化を目指した韓国側の交渉担当者から見ても、植民地支配がもたらした韓国国民の精神的、身体的苦痛を理解しない日本側の姿勢は「過去忘却」以外の何者でもなかった。

「過去清算」をめぐる両者の姿勢の相違は

日韓基本条約及び諸協定締結によっても、克服することができなかった。一九一〇年の韓国併合以前の日韓間の諸条約及び協定が「もはや無効」であるとする日韓基本条約第二条に象徴されるように、これらの諸条約及び協定を「当時は国際法的に有効」とする日本側と「当初より無効」とする韓国側がそれぞれに解釈可能な条文を創出したのである。このように、日韓国交正常化は日韓間の諸懸案の内容を矮小化しつつ、実際には多くの問題を未解決にしたまま、その「解決」を演出することによって実現した。つまり、日韓間の諸懸案の解決よりも東アジアの共産主義国家群に対抗する日韓米三国を軸とする「自由陣営の結束」が優先されたのである。

このように実現した日韓国交正常化をどのような文脈で理解すべきだろうか。第一に、朝鮮における脱植民地化過程から理解しようとすれば、日韓国交正常化は一九四八年に成立した南北分断体制に対して、日本政府が南の政府のみを支援することで、その分断状況を深化させる役割を果たしたといえる。しかも日本の植民地支配の残滓を一掃するどころか、植民地支配による負の遺産を国交の基礎としたという意味で、日韓国交正常化は脱植民地化過程の一段階というよりも、むしろそれに逆行する役割を果たしたというべきである。

第二に、日本の「新植民地主義」成立過程から接近するならば、日韓国交正常化とそれ

に伴う日本の対韓経済協力が日本資本の韓国進出の呼び水となり、韓国への公害輸出を伴いながら、韓国の低賃金労働力を基礎に日本資本主義が成長を持続したという意味では、日韓国交正常化はその過程に一定の役割を果たしたというべきであろう。しかし、韓国における「新植民地主義」というのであれば、日本との関係よりも歴代の韓国政権をもっとも強力に支援してきた米国との関係のほうがより適当である。韓国資本主義が日本からの経済支援を受けつつ、もっぱら米国市場への輸出を原動力に経済成長を果たしたことを考えるならば、日韓国交正常化によって韓国が対米従属、対日従属の関係におかれたことが事実であるといっても、そのみを指摘するのでは不十分である¹³。

上述の議論を前提にしつつ、本稿では日韓国交正常化をよりグローバルな「新たな帝国」の構築過程としてとらえる視角を提示したい。ここで述べる「新たな帝国」とは冷戦期以後に形成された米国を頂点とするグローバルな資本主義国家連帯を指す。日韓国交正常化後に、韓国は台湾、シンガポール、香港とともにアジアNIEsと呼ばれ、一九七〇～八〇年代に高度経済成長を実現させ、ついに国内政治の「民主化」を実現させる基礎をつくった。そして、日本及び韓国の親米路線は冷戦体制崩壊後も継続し、日韓両国の対米協力は東アジアからよりグローバルな領域に展開することになる。その象徴が「テロ

との戦い」であり、アフガニスタンであり、イラクである。現在の日韓関係は「先進国」群の利益を擁護する「警察国家」たらんとする米国を東アジアから支える礎となつている。このような現在の植民地なき「新たな帝国」構築過程として日韓国交正常化を理解する必要があるのではないだろうか。

三、日韓基本条約及び諸協定に 関連する諸課題

次に、日韓基本条約及び諸協定の条文などを検討して、これらが有する諸課題を明らかにし、その克服のための道筋について考えてみたい。本稿では大きく基本関係、財産請求権、文化財、在日朝鮮人の法的地位について述べたい。

(一) 基本関係

日韓基本条約の問題点は言うまでもなく第二條及び第三條である。先述した第二條は「千九百年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」という表現である。この「もはや無効(are already null and void)」という文言は、韓国側が「当初より無効」という意味を持つ「無効(null and void)」を主張していたのに対し、日本側が「旧条約の締結当時は有効」という含みを持たせるために「もはや(already)」という文句の挿入を提案し、韓

国側が受け入れたことで実現した。そのため、この旧条約無効確認条項は、「一九六五年の時点で一九一〇年までに日韓間で締結した条約が無効である」という周知の事実のみを確認するという、それ自体非常に無意味な条文である。

ところで、一九八〇年代末の韓国の民主化を契機として韓国在住の植民地支配による被害者たちが自らの被害を主張できるようになった。そのような状況を受けて、日本政府は一九九五年八月に当時の村山首相の名でいわゆる「村山談話」を発表するに至った。問題は、この村山談話が日韓基本条約第二條を乗り越えるものなのかということである。村山談話は「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に對して多くの損害と苦痛を与えました。私は、未来に過ち無からしめんとするが故に、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします」という一節が重要である。この部分が一九九八年一〇月の日韓パートナーシップ宣言や二〇〇二年九月の日朝平壤宣言に踏襲されている。

ところで、その日朝平壤宣言第二項には、「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した」とある

にもかかわらず、その「多大な損害と苦痛」に對する補償については全く言及がない。しかも、同項には日本の対朝経済協力の実施が「この宣言の精神に合致する」と謳っているのである。つまり、村山談話やそれを基礎とする一連の日本政府の過去認識は植民地支配による被害に對する補償措置を実施する責任を含まないと考えるべきである。そして、植民地支配による被害の問題を経済協力で「解決」しようとする日韓国交正常化の精神は日朝平壤宣言においても健在であるという解釈が可能である。

日本の植民地支配が当時の朝鮮人に多大の損害と苦痛を与えたという事実に立脚して、軍人として、「労務者」として、日本軍慰安婦として、そしてヒバクシャとして被害を受けた人々に對する補償問題に加えて、関東大震災時の朝鮮人虐殺などを含む日本の植民地支配の責任問題が台頭している現在の状況に照らすと、日韓国交正常化の精神をそのまま現実に適用することはできない。また、村山談話にも上述したような限界がある。そうであるならば、村山談話を超えて、植民地支配に對する法的責任を認める日本政府の立場が求められる。

日韓基本条約第三條についても再検討が必要である。第三條は「大韓民国政府は、国際連合総会決議第九十五号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」というも

のであり、韓国政府が朝鮮における唯一の合法的な政府であると認めるものである。この条文が成立する背景には韓国政府の管轄権を南に限定する日本側と朝鮮全域とする韓国側との対立があった。国連決議一九五号(Ⅲ)とは、韓国政府が樹立される経緯として国連監視下で南のみでの総選挙が実施されたことを述べるものであるが、韓国政府の管轄権の範囲如何に関わらず、国連決議を根拠に韓国政府を朝鮮における唯一の合法政府とする論理には変わりがない。しかし、一九九一年九月に南北朝鮮が国連に同時加盟したことにより、国連を根拠にして南の政府のみを「合法政府」とする第三条の論理は崩壊しているといえる。「合法ではない政府」が国連に加盟することなどできないからである。なお、日本政府は朝鮮民主主義人民共和国を承認していない。しかし、日本政府による朝鮮政府の承認問題は、朝鮮における政府の合法性如何とは無関係である。

日韓基本条約第三条を現状に適用しようとする、韓国政府が国連決議一九五号(Ⅲ)に明示されたという意味では朝鮮における唯一の政府であるという、当然の事実を表わしているに過ぎないので、日韓基本条約第二条と同様に無意味な条文である。したがって、書き換えるか削除をすべきである。少なくとも一九九一年九月の南北朝鮮の国連同時加盟を反映して、南北双方の政府の合法性を認定した上で、統一朝鮮の実現に向けて日本、韓

国、そして朝鮮政府が統一朝鮮の実現に向けての決意を表明するような文案であれば、二〇〇〇年の南北共同宣言の趣旨にもかなう条文として、現世紀に通用するものとなるだろう。

(二) 財産請求権

韓国政府は成立当初より国内で戦争被害調査を実施する一方、戦勝国として対日賠償を要求する方針であった。しかし、サンフランシスコで行われた対日講和会議への参加が実現せず、対日講和条約において賠償を規定した第一四条の対象から旧植民地が除外され、同条約第四条の財産請求権について日本と討議する途のみが示された。このような状況を受けて、韓国政府は対日方針を修正し、日韓会談が開始されるまでに、サンフランシスコ講和条約第四条の趣旨に照らして、当時の日本の法律を援用して強制連行・強制労働による朝鮮人の死亡及び負傷などに対して支払われるべき金銭や、郵便貯金、未払金、保険、恩給、日本銀行券などに対する債権などに対日請求を限定した。しかも、先述の通り、日本政府は韓国側の請求権主張に対して、法律関係と事実関係を厳密に正すことよって、支払名目が明確ではない経済協力による財産請求権問題の「解決」へと誘導したのであった。請求権及び経済協力協定第二条第一項には、「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに

両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」とある。しかし、上述の交渉経緯に照らしてこの条文を理解するならば、日韓会談の討議対象は植民地支配当時の日本の法律に則して清算可能な財産請求権のみであり、植民地支配による精神的、肉体的苦痛に対する補償の問題が会談当初から除外されていたというべきである。また、日韓会談で討議された財産請求権でさえ、実際には損害を被った人々の手にはほとんど補償金が渡されていないのであるから、「完全かつ最終的に解決された」ものはほとんどないといえるべきである。

それにもかかわらず、近年の日本における戦後補償裁判では原告の訴えに対して「日韓協定で解決済み」とする判決が相次いでいる。また、二〇〇五年に日韓会談関連外交文書を全面開示した際に、韓国政府は日韓会談で討議された未払金、供託金などの財産権について補償措置をとるとする一方で、討議対象ではなかった日本軍慰安婦問題などについては国連人権委員会などの国際社会に問題提起するとともに、日本における訴訟を間接的に支援するという方針を明らかにした。だが、このような韓国政府の方針は政府間関係における植民地責任問題が「日韓協定で解決済み」

とする日韓間の合意を覆すものではなく、むしろその合意を追認するものである。

請求権及び経済協力協定に基づく日本の対韓経済協力は同協定第一条にあるように、「大韓民国の経済の発展に役立つ」ために実施された。植民地支配による被害に対する補償は経済協力によつては決して実現しない。したがつて、日本政府が「過去の植民地支配によつて、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えた」という歴史の事実を謙虚に受け止めるのであれば、被害者に対する補償の実施はもちろんのこと、被害者の視点に立った植民地支配の歴史教育の実践など、現在の植民地主義を克服するための政策を考究し、打ち出す必要がある。

(三) 文化財

韓国政府の対日賠償要求調査には書籍、美術品及び骨董品、地図原版に分類される多くの文化財が含まれていた。これらは豊臣秀吉の朝鮮侵略や近代における日本の朝鮮侵略を通じて日本に持ち込まれたものであった。韓国政府は日韓会談を通じて、これらの文化財が日本人によつて略奪されたものであるとし、その返還を要求してきた。日韓会談においては、一九五八年四月一六日に日本政府が韓国政府の要求に応じて一〇六点の文化財を「引き渡した」ことがあった。しかし、その際、日本政府は「何も略奪したものではないし、文化財を返す」という法的根拠についても疑義

がある」とし、韓国独立に対する「一つのはなむけ」として、「日本側の好意で」文化財を「贈与」したと説明した。

結局、この文化財の「引き渡し」の論理をめぐる日韓間の対立は、日韓国交正常化に至つても解消されなかった。日韓文化財協定の第二条には、「日本国政府は、附属書に掲げる文化財を両国政府間で合意する手続に従つてこの協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡すものとする」とある。また、その合意議事録には、「韓国側代表は、日本国民の私有の韓国に由来する文化財が韓国側に寄贈されることなることを希望する旨を述べた」、「日本側代表は、日本国民がその所有するこれらの文化財を自発的に韓国側に寄贈することは日韓両国間の文化協力の増進に寄与することにもなるので、政府としてはこれを勧奨するものであると述べた」とあるように、日本政府から韓国政府への文化財「引き渡し」には、ついに韓国政府が主張する原所有国への「返還」という意味が含まれなかった。

現在でも、日本には朝鮮から持ち込まれた文化財が数多く存在する。韓国国際交流財団の調査によると、日本の博物館や美術館で確認できた朝鮮の文化財は二万九〇〇〇点に上る。これに個人所蔵の文化財を加えると三〇万点近くに及ぶと言われている。植民地主義の克服という観点からも、これらの文化財の原状回復は今後の課題であるといえよう。

(四) 在日朝鮮人の法的地位

「在日韓国人の法的地位協定」で定められたのは次の事項である。まず、日本政府が「千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者」（協定二世）及びその「直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者」（協定三世）に対して永住を許可することである（第一条）。また、これらの永住許可を受けた者の「直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民」（協定三世以降）への永住許可については協定発効から二五年以内に協議するとした（第二条）。これらの条項で定められたのはあくまで日本政府による「永住許可」であり、在日朝鮮人が有する「永住権」を認めたものではない。

次に、永住を許可された人々の「日本国における教育、生活保護及び国民健康保険」や「日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金」に関する事項に対して日本政府が「妥当な考慮を払う」ことが定められた（第四条）。これもまた、在日朝鮮人の教育権や生活権を認めたものではなく、あくまで日本政府が永住許可を与えた在日朝鮮人の生活の一部について、その便宜を図ると韓国政府に約束したものに過ぎない。しかも、同協定第三条に掲げられた「内乱に関する罪

又は外患に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者」などの強制退去の条件に該当する者は、その便宜の対象から除外されるのである。

このように「在日韓国人の法的地位協定」の内容は在日朝鮮人の権利を定めたものではなく、あくまで韓国政府との約束において、日本政府の外国人管理政策の一部を変更したものに過ぎない。さらに、この協定によって在日朝鮮人社会に永住を許可された者と許可されない者が存在せしめたという、より根本的な問題を指摘せざるをえない。

ところで、同協定発効後に、在日朝鮮人たちは日本社会における様々な国籍差別や外国人登録時の指紋捺捺義務の撤廃などを求める運動を推進した。また、日本政府は国際社会における地位を保持するために国際人権規約、難民条約をはじめとする国際人権諸条約に加え、批准したことにより、外国人管理政策を改善する必要に迫られた。このような事情により、在日朝鮮人の生活環境は同協定の内容に比べると大幅に改善されたように見える。しかし、すべての在日朝鮮人が「特別永住者」であるとしても、彼らの日本永住及び再入国許可などについては依然として日本政府が裁量を堅持している。また、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」第九条には、「在日韓国人の法的地位協定」とほぼ同様の強制退去の条件が示されている。すなわち、日本

政府は、韓国籍か朝鮮籍かを問わず、すべての在日朝鮮人の永住権を現在も認めていない。このように、在日朝鮮人の永住権の不在という状況は、日本の植民地支配を原因として日本での生活を余儀なくされ、サンフランシスコ講和条約発効によって日本国籍を剥奪され、一九六五年の「在日韓国人の法的地位協定」が発効したことによっても変わらなかつたし、現在も旧態依然としている。したがって、現在の日本政府、そして日本社会の第一の課題は在日朝鮮人の永住権を認定することである。そのことを基礎として、日本政府は南北朝鮮との国交の有無を問わず、在日朝鮮人の生活権を日本人と同様に保障しなければならない。

四、おわりに

植民地主義と分断体制の克服が今日の日本と南北朝鮮との関係における最も重要な課題であるとすれば、上述した日韓基本条約及び諸協定の問題は遅くとも日朝国交正常化の時点において克服されなければならないが、それを待たずとも一刻も早く克服すべきである。日本が朝鮮を植民地化し、植民地支配をし、朝鮮解放後も分断体制の強化に努めてきたことを認め、植民地主義の克服につながるような強い決意を示すことが大切である。日本国家及び日本国民が率先して、植民地被害者への補償を実現し、在日朝鮮人の生存権を保障することにより、朝鮮人たちが自ら

組む「過去(事)清算」を助けることにもなるはずである。そして、何よりもそのような行動は日本国民自身を植民地主義の桎梏から解き放つことになるだろう。

鳩山政権が打ち出している「東アジア共同体」構想の実体は未だに明らかではないが、この構想が現在のグローバリゼーションを東アジアから強化する役割だけを果たすものになつてはならない。例えば、国連世界食糧計画(WFP)が強調するように、現在の地球上にはすべての人々が生存できるだけの食糧があるにもかかわらず、常に餓死の危険にさらされている国や地域もまた存在するのである²²。いわゆる「先進国」とそれに準じた国々は自国の利益ばかりを優先して経済援助をすることにによって、世界における貧困問題を根本的に克服することなく、経済格差を前提とする世界資本主義を存続させようとしている。このような世界資本主義とそれを支える国際政治のあり方はグローバリゼーションと言うよりもむしろ「帝国」と呼ぶべきである。現在のグローバリゼーションを解体し、新たな一〇〇年に向けた新しい世界を構築する上で人類がもつとも熱心に取り組むべき課題は「戦争の世紀」であつた前世紀までの遺物である植民地主義の克服であり、とりわけ朝鮮においては分断体制の克服に他ならない。

(よしざわ・ふみとし/新潟国際情報大学)

(1) 小竹弘子「墨塗りした25%分も公開を」

『朝日新聞』二〇〇九年一月七日付。

(2) 李洋秀「あき果てたる外務省の開示内容！一体これで『開示』といえるのか!!」『日韓会談文書・全面公開を求める会ニュース』第一二二号、二〇〇八年七月二十九日付、なお日本における日韓会談関連外交文書公開運動については、日韓会談文書・全面公開を求める会ホームページ <http://www.tb.biglobe.ne.jp/~nikkan/> を参照された。

(3) 日本政府による独島・竹島領有権主張の問題点については、内藤正中「竹島・独島問題入門 日本外務省『竹島』批判」(新幹社、二〇〇八年)などを参照された。

(4) 板垣隆太「状況批評・独島・竹島と歴史認識」(「あにまる」第二二二号(通巻一九一号)、二〇〇八年一月七日付)。

(5) これらの日本政府の方針については、日本政府開示決定文書のうち、「北鮮地域関係の問題をどう扱うか」(開示決定番号一一八六、文書番号一八三五、第一分冊の六)一〇枚目、外務省条約局法規課作成、一九五一年一月一八日付)及び「日本による韓国及び韓国政府の承認について」(開示決定番号一一五二、文書番号一五三七、三、四枚目、外務省条約局第一課作成、一九五八年四月二二日付)を参照された。

(6) すなわち、一九四九年二月三日に平和条約問題研究幹事会が作成した『割譲地に関する経済的財政的事項の処理に関する陳述』にあるように、日本が朝鮮などの旧植民地における財産形成とは、「年々国庫よりローカル・バジェットに対し多額の補助金をあたえ

又現地人には蓄積資本のない関係上、多額の公債及び社債を累次内地において募集して資金を注入し、さらに多数の内地会社が、自己の施設を現地に設けたものであって、一言にしていえば日本のこれらの地域の統治は「持ち出し」になっていた」とする認識を、日本政府が持ち続ける限り、日朝交渉は進展しないだろう。

(7) 李承晩政権期の韓国政府外務部『外務行政の十年』(一九五九年)三〇頁には、「両国間の関係を正常化するための努力を継続することについて、我が政府は日本政府が心から前非を悔い、真の自由陣営の一員として、わが国と提携することを希求した」とある。

(8) 朴正熙政権期の韓国政府が発刊した『韓日会談白書』(一九六五年)五頁には、「最近のアジアの情勢とベトナム事態の流動的な国際情勢の激変を今更列挙せずとも、自由陣営の結束は何時よりもまして至急に要請されている」と説明されている。

(9) 裴光雄「中産層—中産層の成長と没落」(朴一編『変貌する韓国経済』世界思想社、二〇〇四年)。

(10) 外務省『日韓諸条約について』(一九六五年一月)一五頁。

(11) 韓国政府外務部政務局(対日賠償要求調書)一九四九年)二頁。

(12) 前掲『韓日会談白書』五〇頁には、日本からの経済協力供与について、「我々の『請求権』に依拠したものであり、これは正当な権利行使の結果」であると説明している。

(13) 韓国における「新植民地主義」について

は、隅谷三喜男『韓国の経済』岩波書店、一九七六年、またはその批判的考察を行った朴一『韓国NIEs化の苦悩 経済開発と民主化のジレンマ』同文館出版、二〇〇二年、増補二版)などを参照された。

(14) 日韓基本条約交渉について、近年発表された論文では張博珍「韓日会談における基本関係条約形成過程と分析」第二条「旧条約無効条項」及び第三条「唯一合法性条項」を中心に(『国際・地域研究』一七巻二号、二〇〇八年夏、一—三九頁、ソウル)が詳しい。

(15) この点に関連して付言すれば、真相究明ネットワークによる活動を通じて、韓国政府が主張した請求権についての日本国内での調査は敗戦直前の調査によるデータのみで、日韓会談が行われた時期に追加調査を全く実施していないことが分かった。一九六二年二月に行われた一般請求権徴用者関係等専門委員会(日本側が提示したデータは、軍人軍属のうち陸軍の人数が一九四五年三月の陸軍省の調査、海軍の軍人の人数が鎮海にあった兵籍関係記録、海軍の軍属の人数が日本国内で作成された台帳、「労務者」の人数が一九四五年三月までに各府県を通じて中央で集計された数字であった。海軍関係の資料が作成された年月が不明だが、敗戦から一七年も経った時点での交渉という点を考慮すると、日本政府が誠意を持って資料を整理した上で、日韓会談に臨んだとは言いがたい。この点については、「一般請求権徴用者関係専門委員会合(第一—四回)」、日本政府開示決定文書、開示決定番号一一五三、文書番号一二二四、ま

たは拙稿「日韓国交正常化交渉における個人請求権について」(『強制動員真相究明全国研究集会―「名簿」「供託金」問題を中心として―』、二〇〇九年七月二五―二六日発表レジメ)を参照されたい。

(16) 例えば、名古屋の三菱重工業に連行された元朝鮮女子勤労挺身隊を原告とする訴訟に對する二〇〇七年五月三十一日付の名古屋高等裁判所判決、富山の不二越に連行された元朝鮮女子勤労挺身隊を原告とする訴訟に對する二〇〇七年九月一九日付の富山地方裁判所判決を参照されたい。

(17) この点に関連して、盧武鉉政権による「過去事清算」への対応については、堀山明子『盧武鉉政権の韓日過去事処理―韓日協定文書公開と被害者救済の決定過程を中心として―』(国民大学校大学院、修士学位論文、二〇〇八年、ソウル)が詳しく分析している。

(18) 一九五八年五―六月の板垣修外務省アジア局長の国会での発言。拙著『戦後日韓関係国交正常化交渉をめぐって』(クレイン、二〇〇五年)九一頁。

(19) 康成銀「朝鮮史から民族を考える 二五」文化財返還問題・上」(朝鮮新報(日本語ウェブ版)二〇〇八年一〇月三日付)。なお、康成銀は日本が一九七〇年にユネスコ総会で採択された「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約」に日本政府が二〇〇二年九月に加入した事実を指摘した上で、次のように述べた。「日本は、盗難など不法に搬出した文化財だという証拠があれば、それらを所有者に返還

する義務がある。まずそのような文化財の所在と流入経路について徹底的に調査するなど、返還の前提となる条約の国内的履行のためのより具体的な措置を講じなければならない」康成銀「朝鮮史から民族を考える 二六」文化財返還問題・下」(朝鮮新報(日本語ウェブ版)二〇〇八年一〇月六日付)。

(20) 日本における朝鮮文化財問題については研究が少なく、解明されるべきところが多い。このような現状において、二〇〇九年八月一日より一月二九日まで高麗博物館が企画展「失われた朝鮮文化遺産―植民地下での文化財の略奪、流出、そして返還―公開へ―」を開催したことは注目に値する。

(21) 「特例法」第九条の強制退去の条件のうち、「在日韓国人の法的地位協定」第三条に含まれていないのは、C項の「営利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者」及び「麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回以上刑に処せられた者」などの条項のみである。

(22) 国連世界食糧計画(WFP)のホームページ <http://www.wfp.or.jp> を参照されたい。

(97頁より続く)

償を求めた裁判で、二〇〇四年九月に「和解」が成立した。

(37) 強制連行の被害者である劉氏に対して当時の政府は、強制連行を認めようとせず、劉氏に手紙と一〇万円を届けて「解決」を図ろうとしたが、同氏はこれを受入れずに帰国し

た。

(38) 同基金は、原告一名だけでなく全ての被害者を対象とする点が特徴である。和解条項第五項では、和解によって全てが解決され、今後の一切の請求権を放棄し、他の被害者から請求があった場合は原告と紅十字会が解決することが規定されている。

(39) 『専修』二八頁。

(40) 正確には、インドネシアでは「高齢者福祉施設の整備事業への支援」として、オランダでは「医療福祉支援費」として拠出された。

(41) 『慰安婦』一六九頁ほか。

(42) 「支給を受けた大多数の被害者・遺族をも批判・攻撃するのか」「情況」一二二頁。

(43) 内田、前掲『毎日新聞』。

(44) 『慰安婦』一三二六頁。

(45) 『情況』一二三頁。

(46) 『情況』一二二頁。なお、和解条項で鹿島が法的責任を認めたと新美氏は説明しているが、本引用箇所では同じ弁護団の内田氏が、鹿島が法的責任を認めてはいないことを示唆している。

(47) 「道義的責任は法的責任を否定した空虚さを埋めるための言葉として使用されているだけで、その具体的な内容は一切語られていない。つまり平たく言えば、道義的責任が法的責任を否定するためのダシとして使われているにすぎない」(『控訴理由書』一九九八年六月二二日、三六頁)。